

○白馬村共催及び後援に関する要綱

平成28年8月1日

告示第76号

白馬村共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村（以下「村」という。）が、村以外のものの行う行事を共同主催、後援又は名義後援（以下「共催等」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業に参画し、当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助することをいう。
- (3) 名義後援 事業の趣旨に賛同することをいう。

(経費等の区分)

第3条 共催等に伴う村の負担する区分は別表1に定めるとおりとする。

(承認の基準)

第4条 村が共催等をする行事に係る承認の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催者についての基準は、別表2に定めるとおりとする。
- (2) 行事内容についての基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 営利を目的とする事業（結果として営利を伴うものも含む。）でないこと。ただし、やむを得ず入場料、出品料、参加料、その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営に係る最小限の経費で、事業内容、事業規模等からみて社会通念上適正な範囲の額とする。

イ 政治活動、宗教活動又は暴力団等の反社会的活動と関連しないもの若しくはそのおそれのないものであること。

ウ 専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。

エ 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。

オ 事業遂行能力が十分にあると認められること。

(共催等の不承認)

第5条 前条の規定にかかわらず、村が不相当と認めたときは、これを承認しないものとする。

(申請の手続)

第6条 村に共催等を申請しようとする者は、行事共催等承認申請書(様式第1号)を原則として名義使用開始の14日前までに村長に提出しなければならない。ただし、様式第1号は、その内容を記載した任意の文書により代えることができる。

(承認の決定)

第7条 村は、行事共催等承認申請書の提出があったときは、内容を審査して承認又は不承認の決定を行い、共催等承認・不承認通知書(様式第2号)により速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第8条 村は、共催等を承認する場合、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 行事の共催以外の場合、村の名称を主催者側より大きく掲げる等、あたかも村が主催しているかの印象を与えるものでないこと。
- (2) 行事の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- (3) 村は、必要があると認めるときは、全ての共催等行事の主催者に対し、行事結果報告書の提出を求めることができる。
- (4) 行事の実施にあたっては、安全確保に万全を期すこととし、事故が発生した場合には、主催者が責任をもって一切処理すること。

(事務の分担)

第9条 行事の共催にあたっては、他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	運営負担	経費負担	開催周知	名義使用
共催	○	○	○	○
後援	×	△※1	△※2	○
名義後援	×	×	×	○

※1 経費負担とは、会場使用料の減免に限る。  
 ※2 開催周知とは、村が行う公的施設へのチラシ等の配置、ポスター掲示に限る。(主催者が自ら直接持参する場合を除く。)

別表2 (第4条関係)

主催者	共催	後援	名義後援
国若しくは地方公共団体	○	○	○
学校等の教育機関又はその連合体	○	○	○
福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で公益に貢献すると認められる事業を行っている法人及びその他の団体(宗教団体又は政治団体を除く)	○	○	○
新聞、テレビ等の報道機関	△※1	○	○
公共的性格を有し、主催者の存在及び基礎が明白で事業遂行能力があると判断できるもの	×	△※1	○
上記に掲げる以外の団体や個人で、村	△※1	△※1	△※1

長が認めるもの			
※1審査が必要			

様式第1号（第6条関係）

行事共催等承認申請書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所  
申請者 団体名  
代表者氏名  
連絡先

下記について（共催・後援・名義後援）をしてください。

事業の名称	
開催期日	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
開催場所	
他に共催等を予定している団体等の名称	
行事の趣旨と内容	
入場料の有無	一般 円 無料 有料 学生 円 子供 円
承認名称を使用するチラシ等の種類	
参加者の範囲	
参加予定人員	

- ※添付書類 1. 入場料等を徴収するものについては、事業にかかる予算書  
2. 使用するチラシ等一切の様式見本  
3. その他参考になる資料

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

白馬村長

行事共催等承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった行事の開催について、下記のとおり（共催・後援・名義後援）を（承認・不承認）とします。

【承認の場合】

事業の名称	
期 日	年 月 日
承認名称	白馬村
承認の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行事の共催以外の場合、「白馬村」の名称を主催者側より大きく掲げる等あたかも白馬村が主催しているかの印象を与えるものでないこと。</li><li>2. 行事の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。</li><li>3. 白馬村は、必要があると認めるときは、共催等行事の主権者に対し、行事結果報告書の提出を求めることができる。</li><li>4. 行事の実施に当たっては、万全を期することとし、事故が発生した場合には、主催者が責任を持って一切処理すること。</li><li>5. その他 <input type="checkbox"/>この後援については名義の使用のみとし、経費などの負担はしません。 <input type="checkbox"/>村内施設を利用する場合は、この通知書を提示してください。</li></ol>
備 考	

【不承認の場合】

行事の名称	
期 日	年 月 日
不承認の理由	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)